

平成27年10月からの後納制度～もっと詳しく～

国民年金保険料の納付期限は原則として2年で、2年以内に納める場合は保険料の加算はありません。新たに実施されている「後納制度」は、本人が希望すれば、過去5年間の国民年金保険料の未納期間について納付期限の2年を過ぎても納付できる制度です。ただし、2年を過ぎた期間の保険料には当時の金額に加算があります。

	10年前	5年前	2年前	現在
原則	本人が希望しても後納できない			納付可能
終了した後納制度 平成24年10月から 平成27年9月まで実施	本人が希望しても後納できない	本人が希望すれば後納可能 (保険料は加算あり)		納付可能
新たな後納制度 平成27年10月から 平成30年9月まで実施	本人が希望しても後納できない			本人が希望すれば後納可能 (保険料は加算あり)

後納保険料と納付期限

後納保険料は、毎年度改定されます。平成27年10月から平成28年3月までに後納保険料を納付する場合の後納保険料と納付期限は、次のとおりです。後納保険料は、最も古い月の分から納めることとなっています。

該当年度	後納保険料 (加算後)	納付期限	該当月	納付期限
平成22年度	15,900円	平成28年 3月31日	平成22年11月分	平成27年11月30日
平成23年度	15,520円		平成22年12月分	平成27年12月31日
平成24年度	15,220円		平成23年1月分	平成28年1月31日
平成25年度	15,040円 (加算なし)		平成23年2月分	平成28年2月29日
			平成23年3月分	平成28年3月31日

※加算なしで納付できる過去2年間の保険料は、次のとおりです。
平成26年度:15,250円 平成27年度:15,590円

後納制度の申込み方法

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申込みできません

- 年金事務所または日本年金機構のホームページから「国民年金後納保険料納付申込書」を入手
- 必要事項を記入のうえ、年金事務所へ提出(郵送可)
- 年金事務所等で申込書を審査、承認後に承認通知書と納付書などが送付される
- 納付書により、金融機関またはコンビニなどで古い月の分から期限内に納付

MEMO

問い合わせ先

年金手帳や基礎年金番号がわかるものを用意して、国民年金保険料専用ダイヤルへ 0570-011-050 (050で始まる電話からかける場合は 03-6731-2015)
月曜 8:30～19:00*
火～金曜 8:30～17:15
第2土曜 9:30～16:00
*月曜が休日の場合は翌日以降の開所日初日に19時まで延長(祝日、12/29～1/3は利用不可)

横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor



国民年金保険料の新たな後納制度が始まりました

答える人 先生 社会保険労務士
聞く人 幸恵 契約社員45歳(独身)

今回は、2015年10月から3年間限定で始まった国民年金保険料の新たな後納制度についてご説明します。

平成27年10月からの後納制度

概要

過去5年以内に国民年金保険料の未納期間がある場合に、さかのぼって保険料を納められる制度。後納保険料は、当時の保険料に加算額を加えた額(本来の納付期限は2年)。実施期間は、平成27年10月から平成30年9月までの3年間限定。

後納制度を利用するメリット

- ◆将来受け取る老齢基礎年金が増える
- ◆期間不足により老齢基礎年金を受けられない場合、不足分の保険料を納めることにより、年金を受けられるようになる

1ヵ月分の後納保険料で増える年金額は

- ◆年額で1,625円増額
 - ◆満額の老齢基礎年金は780,100円(平成27年度)
- 780,100円は、20歳から60歳になるまでの40年(480月)保険料を納めた場合の金額。仮に1ヵ月分の後納保険料を納めると、780,100円÷480月≒1,625円

幸恵 転職前に国民年金保険料の未納期間があります。4年前のことなので、もう納められないですよね？
先生 2年の納付期限を過ぎてしまった期間でも、後納制度を使えば納付できますよ。
幸恵 後納制度は知っていますが、9月までの期間限定でしたよね。
先生 はい、10年さかのぼれる後納制度は9月で終わりました。しかし、5年さかのぼれる後納制度が10月から3年間限定で新たに始まりましたよ。
幸恵 そうだったんですか。今までの後納制度とどう違うのですか？
先生 当時の保険料に加算される額が少し高くなっています。

幸恵 将来のことを考えると、やはり払える時に払っておきたいです。それに、納めた保険料は、年末調整や確定申告で申告すれば税金が安くなりますよね。
先生 そうです。それでは、さっそく年金事務所へ申し込んでください。書類の審査、承認後に納付書を送られてきます。使用期限に注意して、古い月の保険料から納めてください。
幸恵 区役所でも申し込めますか？
先生 いいえ、後納制度の申込書の受け付けは年金事務所のみです。用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードできますし、郵送提出も可能です。